



## 木造住宅の除却事業補助金について

### 対象者

対象住宅を所有する方、または対象住宅所有者の同意を得られる方

### 対象となる住宅

菰野町が実施する無料耐震診断を受け、評点が0.7未満であるもので、以下のいずれかに該当する住宅が対象となります。

- ① 外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられている住宅であること。
- ② 三重県密集市街地として位置付けた区域内であること。

### 対象事業

対象住宅すべてを除却するもの

※すでに除却工事を着工または完了した住宅、過去に耐震補強事業費補助金を受けた住宅、対象住宅の一部のみを除却する場合は対象となりません。また、植木の撤去費用等の対象住宅の除却以外の事業については補助の対象外となります。

### 補助金の額

除却工事に要する費用の23%の額（上限20.7万円）

### 必要書類

申請書に添付するものとして次の書類が必要です。

- ① 木造住宅耐震診断報告書の写し（評点のわかるもの）
- ② 除却工事費見積書等の写し（対象住宅の解体にかかる内訳が記載されているもの）
- ③ その他町長が必要と認める書類

## 申請の流れ

① 補助金交付申請

工事の契約・着手前に申請書に必要事項を記入、その他必要書類を添えて都市整備課まちづくり推進室へ提出してください。



② 交付決定通知書の受理



③ 除却工事の実施

交付決定通知書受理後、除却工事契約をし、工事を実施してください。  
着手前、工事中、工事完了後の写真を撮ってください。



④ 実績報告書の提出

工事完了後 30 日を経過した日又は工事実施年度の 2 月末日のいずれか早い日までに報告してください。



⑤ 交付確定通知書の受理



⑥ 請求書の提出、補助金の振込

※申請中、交付決定後に工事内容・金額の変更がある場合は、事前に菰野町役場へ相談してください。変更内容によっては、補助金が支払えなくなる場合がございます。

連絡先

菰野町役場都市整備課 まちづくり推進室

電話 059-391-1141

Fax 059-391-1192